

建築基準法（以下「法」という。）第76条の3第2項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成22年12月1日

京都市長 門川大作

1 建築協定の名称

京都市西京区桂坂第28地区建築協定

2 申請者の氏名

株式会社 西洋ハウジング 代表取締役 佐藤幸浩

3 建築協定区域

京都市西京区大枝北沓掛町7丁目1番8, 1番9, 1番12, 1番13, 1番17, 1番18, 1番21, 1番23, 1番59, 1番79, 1番80, 1番107, 1番125, 1番141, 1番187, 1番192, 1番219, 1番220, 1番225, 1番244及び3番22並びに同区御陵大枝山町4丁目1番296及び1番297

4 建築協定の事項

建築物の敷地, 位置, 用途, 形態, 意匠及び建築設備

5 協定の期間

10年間

6 認可年月日及び番号

平成22年12月1日付け第13-002号

(都市計画局建築指導部建築指導課)